

会 議 録

新庄市教育委員会

開催月日	令和3年4月20日（火曜日）
開催場所	新庄市役所 301・302 会議室
出席委員	高野博教育長、栗田正人委員、阿部浩悦委員、斉藤浩昭委員、奥山京子委員
欠席委員	なし
出席課長	平向真也教育次長兼教育総務課長、高橋昭一学校教育課長、渡辺政紀社会教育課長
欠席課長	なし
議 事 の 大 要	

午後1時57分より、教育長のあいさつで、4月定例教育委員会を開会する。

1. 開会

高野博教育長のあいさつで開会する。

2. 会期決定

会期4月20日、1日間とする。

3. 会議録署名委員指名

新庄市教育委員会会議規則第19条第2項の規定に基づき、教育長が阿部浩悦委員と斉藤浩昭委員を指名する。

4. 前回会議録の承認

令和3年3月定例教育委員会の会議録が承認される。

5. 教育長報告

なし

6. 議事

議案第28号 臨時代理の承認について
(新庄市障害の表記方法に関する規程)

議案第29号 臨時代理の承認について
(新庄市特定個人情報の取扱いに関する管理規程の一部改正)

(教育長) 議案第28号「臨時代理の承認について(新庄市障害の表記方法に関する規程)」について提案説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第28号につきましては、合同訓令により新庄市障害の表記方法に関する規程を新たに制定し、令和3年4月1日に施行する必要があり臨時に代理しましたのでご承認

をお願いするものです。内容としましては、法律、条例、規則など法令中の障害の用語を引用する場合には、法令の趣旨及び内容に変更を及ぼさないときは、「害」の字を平仮名にした「障がい」と表記することとするものです。ただし市の条例及び規則などに引用する場合は除きます。法令で定める申請、届出等の様式等におきましても同様に平仮名の「障がい」と表記するものです。

(教育長) ただ今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。

特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 28 号「臨時代理の承認について（新庄市障害の表記方法に関する規程）」は提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に議案第 29 号「臨時代理の承認について（新庄市特定個人情報の取扱いに関する管理規程の一部改正）」の提案説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第 29 号につきましても、合同訓令により制定した新庄市特定個人情報の取扱いに関する管理規程の一部改正について、令和 3 年 4 月 1 日に施行する必要があったため臨時に代理しましたのでご承認をお願いするものです。内容としましては、市の機構改革により規程中の「総合政策課システム統計室長」を「総合政策課デジタル推進室長」に改めるものです。

(教育長) ただ今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。機構改革によるものです。

特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 29 号「臨時代理の承認について（新庄市特定個人情報の取扱いに関する管理規程の一部改正）」の提案のとおり承認されました。

7. その他

なし

8. 閉会

午後 2 時 15 分、4 月の定例教育委員会を閉会する。

5 月定例教育委員会を、5 月 18 日（火曜日）午後 2 時 00 分より市役所 301・302 会議室で開催することを確認した。

会議録署名

委 員 _____

委 員 _____

調製した職員 _____